

## 録音（音訳）図書専用再生機等の貸出要領

### （目的）

- 1 読書バリアフリー法の目的・基本理念を踏まえ、障がい等によって通常の図書を読むことが困難な方に、録音（音訳）図書の拡大を図ることにより、文字・活字文化の恩恵を享受することに役立てることを目的とする。

### （対象者）

- 2 鳥取県内在住の方で、障がい等によって通常の図書を読むことが困難な方。  
なお、対象者の方は鳥取県ライトハウス点字図書館の利用者登録を必要とする。

### （貸出機器）

- 3 貸出機器は、音声デジター図書（録音時間が長く、目次・見出しが付いている録音図書）の再生専用機（プレクストークPTN3）とする。

### （機器貸出期間）

- 4 機器の貸出期間は6ヶ月とするが、新規貸出希望者がいない場合は延長も認める。

### （機器貸出料金）

- 5 機器の貸出、返却の際の費用も含めて無料とする。

### （音声デジター図書の貸出）

- 6 希望のあった図書を全国の視覚障害者情報提供施設（点字図書館）から検索し、USBメモリに保存して貸出を行う。

### （音声デジター図書貸出期間）

- 7 貸出期間は1ヶ月以内とするが、延長は可能とする。  
なお、複数のUSBメモリの同時貸出は行わないこととする。

### （音声デジター図書貸出料金）

- 8 図書の貸出、返却の際の費用も含めて無料とする。

### （使用方法講習）

- 9 機器の使用方法講習については、来所又は訪問によりおこなうこととする。

### （機器の貸出申込方法）

- 10 貸出希望者は、貸出申込書（別紙様式1）に必要な事項を記入の上、点字図書館長へ申込む。  
申込を受けた点字図書館長は貸出が適当と認めた場合は、申込者に貸出決定通知書（別紙様式2）を交付し、併せて機器の貸出を行う。

(借受者の管理責任)

- 1 1 点字図書館は、借受者に貸出した機器または音声デージー図書は善良に管理する責任があることについて、あらかじめ説明を行う。  
なお、機器または音声デージー図書の破損または紛失は、故意の場合以外は賠償を求めないこととする。

(事業開始年月日)

- 1 2 令和2年7月1日

附 則

この要領は、令和2年7月1日から施行する。